

事務所の写真

(1) 外観のわかるもの

(写真をはりつけること。)

- ・事務所がある**建物の全容**のわかるものをはること。
- ・事務所がビルの一室にあればビルの全景がわかるものをとること。
- ・全景が写真一枚に入りきらない場合は、複数枚に分けて写し、はりつけること。

(写真をはりつけること。)

- (注)
- ・複数枚の写真をはるために、台紙が不足する場合は、台紙を追加すること。
 - ・デジタルカメラ可。
 - ・ポラロイドは不可です。
 - ・モノクロ写真は不可です。
 - ・前回の申請書、変更届出書からの写真の転用は不可です。
直近に撮影したものをはりつけること。

事務所の写真

(2) 内部のわかるもの

(写真をはりつけること。)

- ・事務所として**使用する部屋全体**がわかるものをはること。
- ・**事務所専用の固定電話**を含め机・椅子、パソコン等の備品により事務スペース、接客スペースが確認できるものをはりつけること。
- ・住居併用の場合は、居住スペースと分離していることがわかること。
- ・他の法人等が同居している場合、他の法人等と分離していることがわかること。
- ・写真一枚に入りきらない場合は、複数枚に分けて写し、はりつけること。

(写真をはりつけること。)

- (注)
- ・複数枚の写真をはるために、台紙が不足する場合は、台紙を追加すること。
 - ・デジタルカメラ可。
 - ・ポラロイドは不可です。
 - ・モノクロ写真は不可です。
 - ・**前回の申請書、変更届出書からの写真の転用は不可です。**
直近に撮影したものをはりつけること。